

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

◆ひとり親世帯分

対象者

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る）
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

支給額 …児童1人当たり一律5万円

※①に該当する方は、支給済みです。

※②③に該当する方が給付金を受け取るには、申請が必要です。



◆その他世帯分

対象者

- ①町から令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を受給した方
- ②①以外の方で、令和5年3月31日時点で18歳未満（障害のある児童の場合20歳未満）の児童を養育する父母等で、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

支給額 …児童1人当たり一律5万円

※①に該当する方は、支給済みです。

※②に該当する方が給付金を受け取るには、申請が必要です。

受付期間等、詳細は町ホームページに掲載します。

問合せ …子育て共生課子育て支援係 **【☎35-1236】**



◀町HP

「ウナギの町かみさと」を目指して
埼玉県のウナギどころと
言う「浦和」「川越」で
新たに県北の「上里」が
るかもしれません。ウナ
貴重なたんぱく源であり
養価も高く、日本の伝統
食文化です。
そんなウナギを通して地
域に貢献したいと、「平沼
（株）」（さいたま市）が
ウナギの陸上養殖場を建設
定のお話を聞き、それに
け、町と平沼水産（株）は
12日（金）に包括連携協
ました。
ウナギは、奈良時代の「
葉集」にも登場し、日本
千年以上前から食されて
した。ウナギの頭「半助」
食べない習慣は、食材を
しなない精神の象徴とも
おり、食材として捨てる
ろが、ありません。フイ
能な削減は、SDGs（持
られており、ウナギをか
との食文化として育て、
給食の食材として提供す
ど、いずれは「町民の健
になってもうたえればと
います。
私は、町長就任当初から
「食」の特産品や地域ブ
ドが創出できないかを模
てまいりました。「水質
い神流川の清流を活用
いか」と考え、以前から



▶平沼社長（左）と笑顔で握手を交わす様子

社が等裁てれりれ清流の来れる社お年敷にをンをしを事業殖が
長にも培ウナ上米な出年設は、け地約挙チャーしな業したあ
期夢検ウナ里米お荷早設備、月を4げていき手た。あ
待経討ナサ使お、稚備、購3く企と、掛この「ウナ
し済野職今試販上、魚年、の0れ業と、ける間、ギ
たい活づくの展の、放に、の30まで、何、の
い性ると成展の、流に、の、平、方、あ、そ、企、ナ
と思化の、開、し、い、に、現、メ、る、か、業、ウ
言も、や、始、す、業、は、同、今、働、ガ、ナ
います、食、と、令、開、業、回、き、あ、ギ
ます、水、食、和、始、す、業、回、き、あ、ギ
ます、平、食、和、始、す、業、回、き、あ、ギ
ます、沼、育、と、令、開、業、回、き、あ、ギ
ます、な、耕、し、と、令、開、業、回、き、あ、ギ
ます、す、で、さ、下、さ、な、夏、

町長コラム

山下 博一



57

年金からの天引き（特別徴収制度）について

介護保険料・国民健康保険税・住民税・後期高齢者医療保険料を年金から天引きする場合、年金の種類や年金額によって一定の制限があります。

①介護保険料

65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

②国民健康保険税（※2）

65歳以上75歳未満の方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

③住民税（※2）

65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職（※1）を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

④後期高齢者医療保険料（※2）

75歳以上の方もしくは65歳以上75歳未満で後期高齢者医療保険制度に該当する方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

（※1）老齢基礎年金もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金を指します。また、老齢厚生年金は天引きの対象とはなりません。

（※2）介護保険料が天引きされていることが前提条件となります。

問合せ 年金に関すること

- ねんきん加入者ダイヤル 【☎0570-05-1165】
 - 050から始まる電話でおかけになる場合 【☎03-6700-1165】
- 介護保険料に関すること…高齢者いきいき課高齢介護係 【☎35-1243】
国民健康保険税・住民税に関すること…税務課住民税係 【☎35-1220】
後期高齢者医療保険料に関すること…健康保険課医療年金係 【☎35-1222】



年金についてのお問い合わせ

年金に関する手続きや相談を希望される方は、ぜひ、「ねんきんダイヤル」「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」にご連絡ください。なお、ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165（ナビダイヤル）

050で始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165（一般電話）

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」

0570-058-555（ナビダイヤル）

050で始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1144（一般電話）

受付時間

月曜日 午前8時30分～午後7時
火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

受付時間

月～金曜日 午前9時～午後7時
第2土曜日 午前9時～午後5時



※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

6月7日(水)に

令和5年度町民税・県民税(個人住民税)の
税額決定・納税通知書を発送します

『令和5年度町民税・県民税納税通知書』を6月7日(水)に発送します。なお、個人住民税を「給与からの特別徴収」の方法で納めていただく方については、勤務先から『特別徴収税額の決定通知書』をお受け取りください。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221 (内線1131~1133)】

【個人住民税の納税義務者】

個人住民税は、その年の賦課期日(令和5年度は令和5年1月1日)現在の住所地で、前年(令和4年)の所得等に基づいて課税されます。

【個人住民税の税額】

税額は、「均等割」と「所得割」の合計額です。

(均等割)

年額5,000円(町民税3,500円+県民税1,500円)

(所得割)

○一般的な税率(総合課税)

10種類の所得のうち、利子・配当・不動産・事業・給与・山林・譲渡(分離課税分を除く)・一時・雑所得に係る税率は、10%(町民税6%+県民税4%)です。

所得金額から所得控除の合計額を差し引いた「課税所得金額」に、税率を掛けて計算されます。

所得割の計算方法

課税所得金額(所得金額-所得控除額)×10%
-税額控除額=所得割額

○特別な税率(分離課税)

土地・建物・株式等の譲渡所得等は、ほかの所得と区別して特別な税率を使用します。

(例)土地・建物などの譲渡所得の場合

- ・長期(所有期間5年超) 5%
- ・短期(所有期間5年以下) 9% など

【個人住民税が課税されない方】

■均等割も所得割もかからない方

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方(その年の賦課期日現在)
- ②障害者、未成年またはひとり親・寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ③前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方
 - ・扶養親族等がない方…38万円
 - ・扶養親族等がいる方…
28万円×(本人+扶養親族等の数)+10万円+16万8千円

■所得割が課税されない方

- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方
 - ・扶養親族等がない方…45万円
 - ・扶養親族等がいる方…
35万円×(本人+扶養親族等の数)+10万円+32万円
- ※扶養親族等とは、納税義務者と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者や親族です。
- ※扶養親族等の数には、前年の12月31日現在の年齢が16歳未満の方の人数も含みます。
- ※所得金額とは、収入金額からその収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額を差し引いた金額をいいます。

令和5年度(令和4年分)課税(非課税)証明書・所得証明書の発行について

【発行開始日】6月7日(水)

手数料：1通につき150円

【証明書を発行できる方】

令和5年1月1日現在、上里町に住所があった方で、町に課税資料がある方

※町に課税資料がない方は、申告をしていただく必要があります。税額の決定には、最長で2か月程度かかり、すぐに証明書を発行できない場合もありますのでご了承ください。なお、前年中所得のなかった方や、家族の扶養になっている方も申告は必要です(申告により課税が発生しない場合は、証明書は即日発行できます。)

【本人確認について】

申請者(窓口に来られた方)の本人確認を実施しますので、申請の際は本人確認ができる書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・パスポート等)をご持参ください。また、代理人が交付請求する場合は、代理人自身を確認できるもの(本人確認と同じ)と、証明を必要とする本人(委任者)が署名した「委任状」が必要になります(同居の家族の方が申請する場合は「委任状」は不要です)。

問合せ…税務課住民税係

【☎35-1221(内線1131~1133)】

【個人住民税の納税方法】

個人住民税の納税方法は、「普通徴収」、「給与からの特別徴収」、および「公的年金からの特別徴収」があります。その方の年齢や所得状況により、この3つの納税方法が組み合わされることもあります。また、就職や退職、税額変更などの理由により年度途中で納税方法が変更になる場合もあります。

■普通徴収

通常6月に町から通知書が送付され、4回の納期に分けて個人で納めていただきます。

(令和5年度の普通徴収の納期限)

【第1期】6月30日(金)

【第2期】8月31日(木)

【第3期】10月31日(火)

【第4期】12月28日(木)

■給与からの特別徴収

給与支払者(事業主)が、従業員の個人住民税を毎月(6月から翌年5月までの12回)の給与から徴収し、従業員に代わって市町村に納めていただきます。ただし、退職などの理由により年度途中で給与の支払を受けなくなった時は、再就職先で引き続いて特別徴収ができる場合や退職時に残りの税額を一括して会社に支払った場合を除き、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

■公的年金からの特別徴収

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた方であって、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上(当該年度の4月1日現在)の方の公的年金等の所得から計算された個人住民税を、特別徴収の対象年金から徴収して、納税義務者に代わって市町村に納めていただきます。公的年金からの特別徴収が停止(中止)された場合は、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します

■受験資格

- ① 令和5年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方および令和6年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みの方
- ② 人事院が右記①に掲げる者に準ずると認める方

■試験の程度：高等学校卒業程度

■申込方法等《原則インターネット申込み》

次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

- 受付期間：6月19日(月)の午前9時～28日(水)「受信有効」

■試験日

- 第1次試験日：9月3日(日)

- 第2次試験日：10月11日(水)・20日(金)のうち、第1次試験合格通知書で指定する日時

■問合せ

- インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課【☎03-3581-5311】午前9時～午後5時(土・日曜日および祝日等の休日は除く)

- 右記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係

【☎048-6000-3111(内線2097)】

※発信音のあと内線番号を押してください。

午前9時～午後5時(土・日曜日および祝日等の休日は除く。)



納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆6月の開庁日 【休日】(午前8時30分～正午) 6月11日(日)

【夜間】(午後8時まで) 6月26日(月)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1120～1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

町県民税第1期の納期限は

6月30日(金)です。

税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕